

2026年度採用 大学院奨励研究員募集要項

1	制度の目的	博士学位取得前の優れた若手研究者に主体的に研究する機会を与え、本学の研究の活性化を図り、学問的研究に専心する研究者を養成すること、また、学位(課程博士)授与の促進を図ることを目的とした制度です。
2	対象研究科	神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究科、人間福祉研究科、教育学研究科、国際学研究科、経営戦略研究科
3	申請資格	<p>次の条件をすべて満たす者(申請は2回までとする)</p> <p>(1) 採用時に本学大学院博士課程後期課程に2年以上在学している者、または採用時に本学大学院博士課程において所定の単位を修得し、標準年限以上在学後、退学している者(なお、いずれの場合も、申請時に博士課程後期課程入学後5年以内であること)</p> <p>(2) 博士学位取得見込の者 (博士学位論文を奨励研究員期間内または遅くとも期間終了後1年以内に提出できる者)</p> <p>(3) 本務職に就いていない者</p> <p>(4) 過去に採用されていない者</p> <p>(5) 2026年度(令和8年度)採用分日本学術振興会特別研究員に申請した者</p> <p>ただし、次の①または②の場合は申請を認めます。</p> <p>①2025年度秋学期に再入学した者で、2026年6月募集(予定)の日本学術振興会特別研究員に申請する場合</p> <p>②採用時に本学大学院博士課程に2年以上在学しているが、2026年度(令和8年度)採用分日本学術振興会特別研究員の申請資格を満たさない場合</p>
4	採用期間	1年間(2026年4月～2027年3月。ただし、秋学期入学者については2026年10月～2027年9月。)
5	採用予定者数	5名以内
6	研究奨励金	月額 250,000円(税込)
7	申請手続き	<p>○ 提出書類</p> <p>(1) 2026年度採用 関西学院大学「大学院奨励研究員」申請書 <本学様式> 1部</p> <p>(2) 研究の意義と概要について、キーワードをもとに図表を用いてA4用紙1枚(片面のみ)にまとめたもの <様式自由> 1部 ※選考委員は各研究科より選出された委員により構成されているため、専門以外の委員にも理解しやすい表現をしてください。</p> <p>(3) 2026年度採用 関西学院大学「大学院奨励研究員」申請調書<本学様式> 1部</p> <p>(4) 2026年度採用 大学院奨励研究員申請者に関する評価書<本学様式> 【厳封】1部 ※指導教員は、封筒(角2)に入れ厳封の上、研究推進社会連携機構事務部(大学院担当)まで送付してください(封筒の表に申請者名と評価者名を記載してください)。 ※申請者が令和8年度日本学術振興会特別研究員に申請した場合は、日本学術振興会に提出した評価書の写し【厳封】を提出していただくことも可能です。</p> <p>(5) 大学院奨励研究員申請者に関する研究指導教員の推薦書<本学様式> 1部</p> <p>(6) 公刊された論文および採録決定済みの論文がある場合はその抜き刷りまたは写し 15部</p> <p>(7) 【令和8年度日本学術振興会特別研究員に申請した者のみ】 令和8年度日本学術振興会特別研究員(DC・PD)申請書(日本学術振興会提出分の写し) 日本学術振興会特別研究員第一次選考(書類選考)結果(審査結果詳細)のハードコピー 1部※ ※10月上旬頃、第一次選考結果開示後に提出期間を申請者に連絡します。</p> <p>○ 提出期間 2025年9月1日(月)～2025年9月19日(金) 16:30 厳守</p> <p>○ 提出先：研究推進社会連携機構事務部 (西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館2階、または神戸三田キャンパスⅧ号館)</p> <p>【注】様式は本学ホームページまたは、「kwic」-「キャビネット」-「研究推進社会連携機構事務部」-「大学院関係」からダウンロード可能です。</p>
8	選考	<p>各研究科からの推薦を経て、全学の選考部会において総合的に行います。</p> <p>※選考委員は各研究科より選出された委員により構成されているため、専門以外の委員にも理解しやすい表現をしてください。</p> <p>第一次選考:書類審査(一次選考結果は11月下旬頃通知いたします)</p> <p>第二次選考:面接審査(第一次選考合格者のみ・2025年12月9日夕方実施予定)</p> <p>なお、集合時間・集合場所は追って通知します。</p>
9	採用決定	2025年12月下旬頃 申請者本人宛に通知予定
10	奨励研究員の義務等	<p>(1) 奨励研究員は、採用期間終了までに、研究報告書(本学所定様式)を、所属研究科事務室へ提出しなければなりません。なお、研究報告は大学のHP「研究成果報告」に掲載します。</p> <p>(2) 奨励研究員は、採用期間中の研究内容について公開の場で発表しなければなりません。</p> <p>(3) (1)(2)および博士論文提出の義務が果たせない場合奨励研究費の返還を求めることがあります。</p> <p>(4) 奨励研究員が本務となる職に就く場合は、その職に就く日の前日をもって奨励研究員の資格を失います。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する場合、奨励研究員の採用を取り消します。 ①本制度の趣旨に著しく反すると研究推進委員会が判断したとき ②日本学術振興会特別研究員及び国費外国人留学生に採用された場合</p> <p>(6) 奨励研究員は、本学の大学院研究者育成奨励金、大学院支給奨学金及び大学院外国人留学生奨学金を受けることはできません。 また、各種財団等、学外奨学金に申請する際、学内奨学金と重複支給が認められない場合がありますので注意してください。 奨励研究員採用決定後、重複受給不可の学外奨学金に採用された場合は、いずれかを辞退しなければなりません。</p>
11	問い合わせ先	研究推進社会連携機構事務部(西宮上ヶ原キャンパス大学院2号館2階、TEL:0798-54-6104、Email:gradresearch@kwansei.ac.jp)